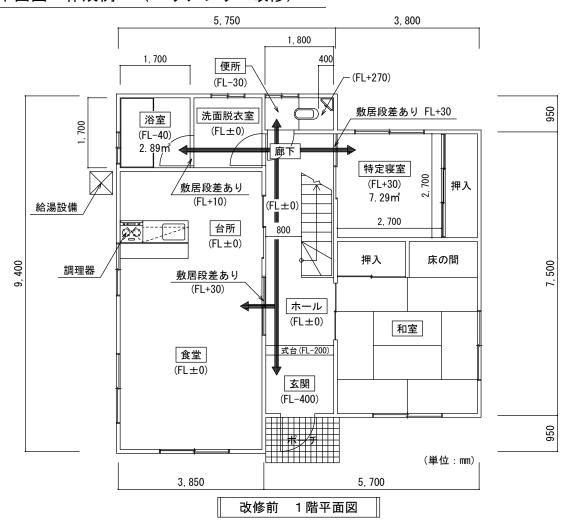
現況平面図 作成例 (バリアフリー改修)



記入する項目

※現況平面図、改修計画図ともに記入してください。

- 〇日常生活空間をつなぐ経路(動線)を記入してください。
 - ・日常生活空間をつなぐ経路(動線)とは、玄関・便所・浴室・食堂・特定寝室をつなぐ経路(動線)です。
 - ・特定寝室と便所は同じ階にある必要があります。
 - ・勝手口への経路は含まれません。
- ○室名を記入してください。
- 〇日常生活空間をつなぐ経路(動線)の床の高さを記入してください。
 - ・床の高さは、なるべく廊下の高さを基準に設定してください。
 - ・床の高さ、敷居の高さを記入してください。
- 〇日常生活空間をつなぐ経路(動線)の幅を記入してください。
 - ・経路となる通路は全て記入が必要です。
- ○特定寝室について、次の項目を記入してください。
 - ①有効面積(室の内々の面積)※9㎡以上必要です。
 - ②室の長辺方向の内法寸法
 - ③室の短辺方向の内法寸法
- ○浴室について、次の内容を記入してください。
 - ①有効面積(室の内々の面積)※2㎡以上必要です。
 - ②室の短辺方向の内法寸法 ※130cm以上必要です。
- 〇便所について、次の内容を記入してください。
 - ①長辺方向の内法寸法 ※130㎝以上必要です。
 - ②便器の縁から壁までの距離 ※50cm以上必要です。
 - ③洋式便器の設置

- ○次の部分の手すりの有無を記入してください。
 - ①階段の連続した手すり
 - ②便所の立ちすわり用手すり
 - ③浴室(浴槽)のまたぎ用手すり
 - ④玄関上り框等、段差のある箇所の昇降用手すり

〈〈補足事項〉〉

- ◎日常生活空間内にある段差に対し段差対策が必要です。
 - ※段差対策とは、日常生活空間内にある段差に対し、手すり設置 又はスロープ設置されていることです。
 - ※5mm以下の段差は、「段差のない構造」とみなします。
- ◎各工事部分の写真が必要です。(着工前、完成後)